

身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

1. 基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性 身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、担当者会議・事業所会議等において検討または包括支援センターと相談する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める

2. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束の禁止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。

①設置目的

- (ア) 法人内での身体拘束等禁止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 1年以上身体拘束等が継続している場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等禁止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

委員会は理事をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わな

ければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報でやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は担当国会議・事業所会議等にて代案等を協議し、記録に残す。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し責任者が説明を行い、「緊急やむを得ない理由による身体拘束等に関する説明書」にて同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過からやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、必ず担当国会議・事業所会議等において協議もしくは包括支援センターへ相談し、記録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 担当国会議・事業所会議等において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ② 身体拘束等継続の場合は、引き続き経過観察を行い、記録する。
- ③ 身体拘束等解除の場合は、担当者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は担当国会議・事業所会議等において協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに担当者が行き、同意を得る。

3. 身体拘束等禁止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等禁止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な研修の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等禁止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

4. 身体拘束等に係る苦情解決方法

身体拘束に関する苦情が生じた場合、誠意をもって対応すると共に、苦情解決第三者委員会、行政窓口、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

5. 利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、ホームページに公表し、だれでも閲覧できるようにする。

6. その他

3に定める研修の他、関係機関等により提供される身体拘束禁止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

附 則

本指針は、令和7年2月21日策定 同日より施行する。

資料2 身体的拘束その他利用者の行動を制限する具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

（出典：「身体拘束ゼロへの手引き」2001厚生労働省）